

# かしこい 消費者になるっ



## 🐾 18歳から成年になります！ 🐾

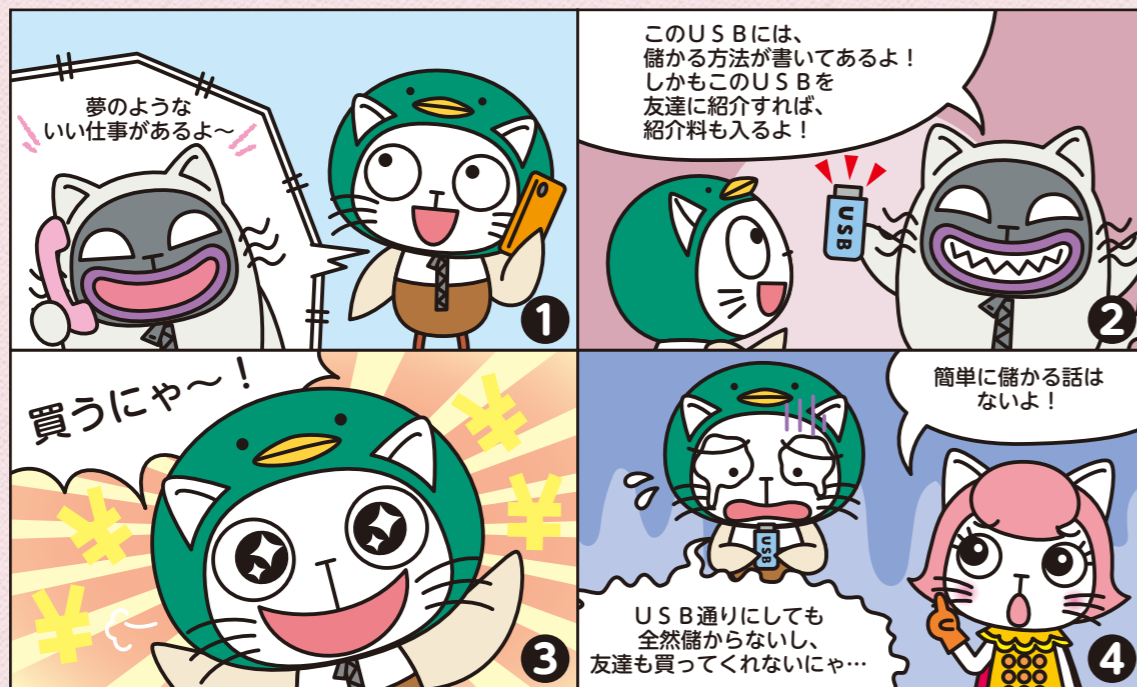
2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年になると、自分一人で高額な契約をすることが出来るようになりますが、未成年者という事を理由に契約の取消しができなくなります。(未成年者取消権)

## 🐾 未成年者取消権とは 🐾

未成年者が行う契約は、法定代理人(保護者)の同意がない場合、取り消すことができます。未成年者が受け取った商品があれば、事業者へ返品し、支払った代金があれば返金されます。ただし自分が成人であるなどと嘘をついて契約した場合、結婚している場合、契約金額がおこづかいの範囲の場合などは未成年者取消しができません。

## マルチ商法

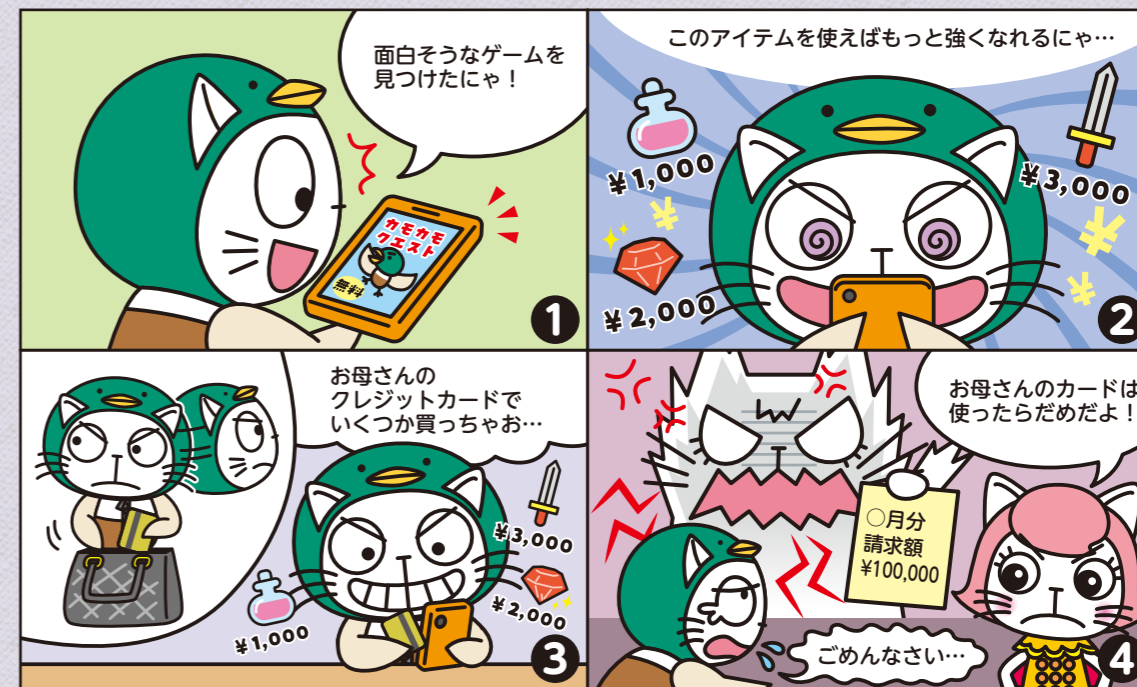


### アドバイス

- 商品を買って販売組織の会員となった人が、友人を勧誘して新しい会員として組織に加入させることで利益を得る仕組みを「連鎖販売取引(マルチ商法)」と言います。
- 連鎖販売取引は、契約書面を受け取った日から数えて20日間以内であれば、クーリング・オフ制度(裏面を参照)により契約を解除でき、クーリング・オフ期間が過ぎた後も中途解約ができます。
- 簡単に儲かる話は絶対にありません。誰も加入させることができず、友人関係を失うこともあるので、気を付けましょう。

困った時は  
消費者行政センターへ  
相談しましょう

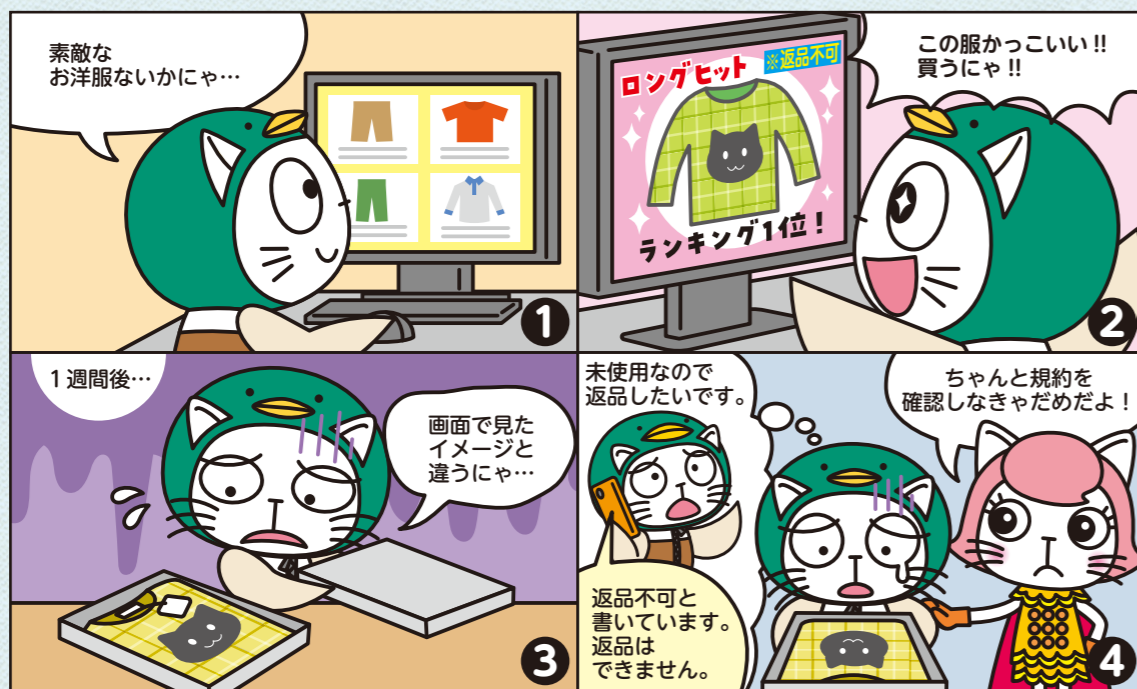
## オンラインゲーム



### アドバイス

- オンラインゲームはプレイ自体が無料でも、有料アイテムを購入することで、より楽しめる仕組みになっているものがあります。
- 子供が親のクレジットカードを勝手に利用し、決済した場合、原則、クレジットカード決済を取り消すことは困難です。
- ゲームに熱中してしまうと、お金を使っているという感覚がなくなります。あらかじめ、家族とゲームをする上でのルールを決めておきましょう。

## インターネット通販



### アドバイス

- インターネット通販は、クーリング・オフ制度(裏面を参照)がありません。「返品不可」と規約に書いてあった場合には、原則、返品できません。
- 返品できるかどうかをサイトに表示していない場合には、商品を受け取った日から8日間は解約・返品が出来ます。(返品に必要な送料は負担する必要があります。)
- インターネットで買い物をするときは、規約をよく読みましょう。また、申し込んだ内容を後で確認できるよう、申込み時の広告や画面は保存しておきましょう。

## フリマアプリ



### アドバイス

- 消費者行政センターは、消費者と事業者との契約に関するトラブルの相談を受け付けています。そのため、フリマアプリのように個人間で起きたトラブルについては、消費者行政センターは原則、解決のお手伝いできません。(ただし、フリマアプリ事業者への申し出は、お手伝いできる場合もあります。)
- 利用規約、フリマアプリの設定したルール、取引相手の取引履歴や評価などのリスクについて、しっかり確認したうえで、利用しましょう。

## 消費者市民社会について知ろう

消費者一人ひとりが、自分たちのことだけでなく、地域の人々やこれから生まれてくる子供たちのこと、さらに社会や経済、地球環境のことを考え、消費生活を通してより良い社会を作るために自分から進んで行動し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会が、「消費者市民社会」です。

### 私たちにできること

マイバッグを持参する



公正に取引された製品を買う



製品を正しく使う



#### フェアトレードって何？

格安商品の中には、開発途上国の人の低賃金労働や児童労働等によって作られるものもあります。フェアトレードは、開発途上国で生産されたものを適正な価格で販売する取組のことを指します。このような取組のもと作られたフェアトレード商品を購入することで、開発途上国の生産者の労働環境の改善や生活向上を目指します。

## クーリング・オフ制度について知ろう

クーリング・オフ制度とは、特定の取引の場合に、一定期間内であれば、理由は関係なく、無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は以下のとおりです。

- 訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、継続的なサービス（エステティックサロン・語学教室・学習塾等）など … 8日間
- 連鎖販売取引（マルチ商法）など … 20日間

※通信販売（インターネット販売）にはクーリング・オフ制度はありません。

## もっと詳しく知ろう

### 学生版「消費生活安心ガイド」

契約など、消費生活に関する基本的なことが幅広く学べるガイドブックです。このリーフレットよりも詳しい内容が知りたい方は、消費者行政センターまで御連絡ください。



# 川崎市消費者行政センター

☎044-200-3030

相談時間：月～金曜日 9時～16時 / 土曜日 10時～16時

※日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く

※金曜日は電話相談のみ 19時まで受付

※土曜日は電話相談のみ受付



中原区、高津区、多摩区の各区役所でも予約相談を行っております。詳しくは電話、ホームページ等でご確認ください。